



19土 第169号
平成19年5月2日

国土交通省道路局長 様

福島県二本松市長



今後の道路政策や道路の整備・管理に係る意見について (回答)

平成19年4月22日付け国道企第114号で依頼ありましたこのことについて、別添のとおりです。

事務担当：建設部土木課 電話 0243-23-1111 内線 351
FAX 0243-23-1197

今後の道路政策や道路の整備・管理に係る意見書

道路特定財源の見直しにあたり、「真に必要な道路整備は計画的に進める」となりましたが、私たち地方自治体にあっては今まで実施してきた道路整備は全て真に必要なものばかりであり、今後も unnecessary な道路整備を実施したり、要望したりする考えはございません。

自動車交通への依存度が高い地方にあつて道路整備は、産業・都市・生活等全ての基盤であり、道路整備をなくして地方・地域の発展も生存も望めません。

「中期的な計画」策定にあたって、重点化を進めるにあたり次の点について予算の重点配分をすべきものと考えます。

- 1 産業振興を支援する道路整備
 - ・ 特に広域観光ネットワークの形成を図る幹線道路網の整備が必要である。
- 2 都市基盤を形成する道路整備
 - ・ 地方都市においては、都市計画道路の整備率が低く、中心市街地再生のためにも、都市計画道路等の整備が必要である。
- 3 生活を支える道路整備
 - ・ 移動手段を自動車に頼らざるを得ない地方にあつて、身近な道路整備は生活を支える最も重要なものであり、その整備が望まれる。
- 4 安心・安全を保障する道路整備
 - ・ 公共施設・文教施設周辺の歩道整備や道路橋の耐震補強等、市民の安心・安全を保障する道路整備が必要である。
- 5 維持・管理への道路特定財源の活用
 - ・ 高度経済成長期に整備してきた道路等は、維持管理に多額の費用を必要とする時期に来ており、道路特定財源の活用が望まれます。

福島県二本松市
市長 三保恵一